

国立大学法人琉球大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学の役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、文部科学省国立大学法人評価委員会の行う業績評価の結果を勘案し、経営協議会の議を経て、当該役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・常勤役員本給表を約7%引き下げた(経過措置として施行日の前日から引き続き在職する役員には平成19年3月31日までの間約3.5%引き下げた本給表を適用)。
・地域手当を新設した。
・期末特別手当の12月期の支給割合を100分の170から100分の175に変更した。

理事

・常勤役員本給表を約7%引き下げた(経過措置として施行日の前日から引き続き在職する役員には平成19年3月31日までの間約3.5%引き下げた本給表を適用)。
・地域手当を新設した。
・期末特別手当の12月期の支給割合を100分の170から100分の175に変更した。

理事(非常勤)

該当なし。

監事

・常勤役員本給表を約7%引き下げた(経過措置として施行日の前日から引き続き在職する役員には平成19年3月31日までの間約3.5%引き下げた本給表を適用)。
・地域手当を新設した。
・期末特別手当の12月期の支給割合を100分の170から100分の175に変更した。

監事(非常勤)

改訂なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 18,577	千円 13,224	千円 5,353	千円 0		
理事 (5人)	千円 71,880	千円 49,656	千円 20,363	千円 260 (通勤手当) 816 (単身赴任手当) 785 (地域手当)		
理事 (非常勤) (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (1人)	千円 13,720	千円 9,732	千円 3,939	千円 49 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 480	千円 480	千円 なし	千円 なし		

注:「地域手当」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画(人的資源の有効かつ適正な配置を行い、人件費の抑制を図る。)に留意し、当法人で決定された当初予算の範囲内で運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種を参考とし、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

当大学で定めた職員の評価基準を基に、職員の成績等を考慮し、本給の昇給・昇格及び勤勉手当に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に同日前1年間の勤務成績に応じて、0号数から8号数の範囲で昇給させることができる。 (平成22年3月31日までの間は基準号数から1号数減じた号数。(19年1月1日の昇給は勤務成績判定期間が18年4月1日以降の9ヶ月となるため、当該号数に12分の9を乗じた号数))
昇格・降格	昇格: 教員については、本学が定める必要経験年数を有している者は、職制(教授、助教授、講師及び助手)に応じて上位の級に決定出来る。(国家公務員の給与制度に準拠) 教員以外の職員については、特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)
	降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ① 人事院勧告に準拠して以下の改正を行った。
- ・本給表の水準を全体として平均4.8%引き下げ(経過措置として、平成18年3月31日から引き続き在職している者は同日の給与額を保障)。
 - ・一般職本給表(一)を11級制から10級制へ、一般職本給表(二)を6級制から5級制へ変更し、教育職本給表(一)に6級を新設。
 - ・勤務成績に基づく昇給制度の導入。
 - ・調整手当に代えて地域手当を導入。
 - ・勤勉手当を年間0.05月分引き上げ。
 - ・12月期の期末特別手当の支給割合を100分の170から100分の175に引き上げ。
 - ・放射線取扱手当を1日230円から月額7,000円に変更。
- ② 学部の一般選抜試験及び大学入試センター試験の実施にあたり、試験監督者、警備担当者及びその他の試験場業務の従事者に対する入学試験手当を新設。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 1,451	歳 46.4	千円 7,077	千円 5,113	千円 49	千円 1,964
事務・技術	人 364	歳 46.4	千円 5,840	千円 4,255	千円 50	千円 1,585
教育職種 (大学教員)	人 700	歳 48.8	千円 8,570	千円 6,147	千円 46	千円 2,423
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 261	歳 40.3	千円 5,239	千円 3,828	千円 50	千円 1,411
技能・労務職種	人 26	歳 52.8	千円 5,465	千円 3,988	千円 72	千円 1,477
医療職種 (附属義務教育学校教員)	人 38	歳 41.0	千円 6,646	千円 4,917	千円 69	千円 1,729
医療職種 (医療技術職員)	人 60	歳 44.6	千円 5,898	千円 4,303	千円 56	千円 1,595
指定職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 103	歳 35.3	千円 3,290	千円 2,898	千円 54	千円 392
事務・技術	人 15	歳 50.5	千円 3,875	千円 2,890	千円 61	千円 985
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 60	歳 32.6	千円 3,013	千円 3,013	千円 44	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 15	歳 31.0	千円 3,816	千円 2,839	千円 63	千円 977
技能・労務職種	人 6	歳 42.0	千円 3,287	千円 2,441	千円 118	千円 846
医療職種 (医療技術職員)	人 6	歳 27.2	千円 3,074	千円 2,288	千円 68	千円 786

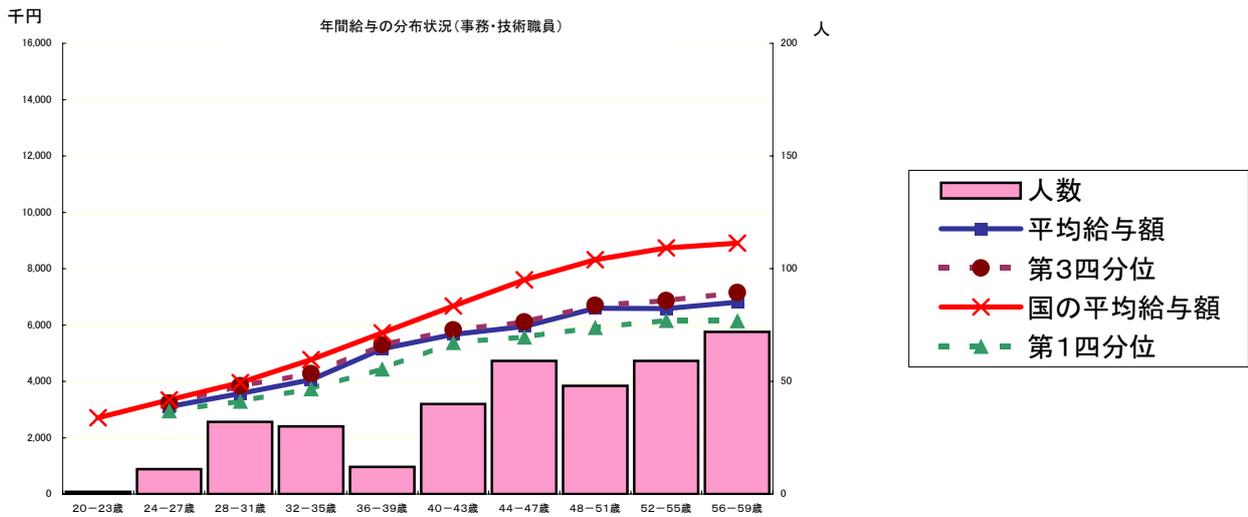
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:技能・労務職種とは、機械工作工、電気、自動車運転手、ボイラー技士等国の行政職(二)相当の者の職種を示す。

注:常勤職員の「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注:常勤職員の指定職種、非常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

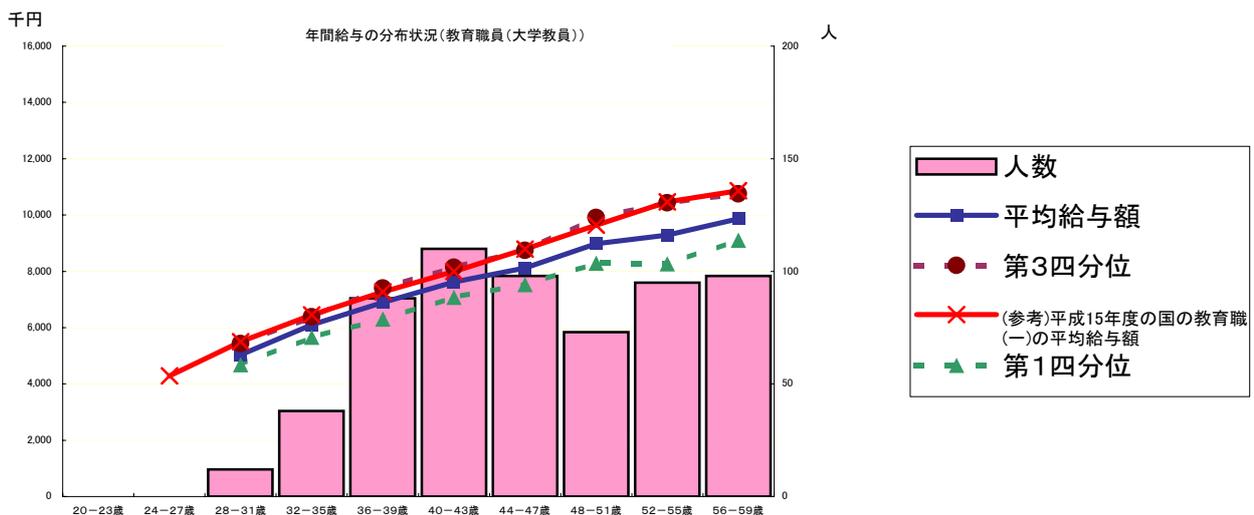


注:事務・技術職員の20～23歳の該当者は1名のため、当該個人情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

(事務・技術職員)

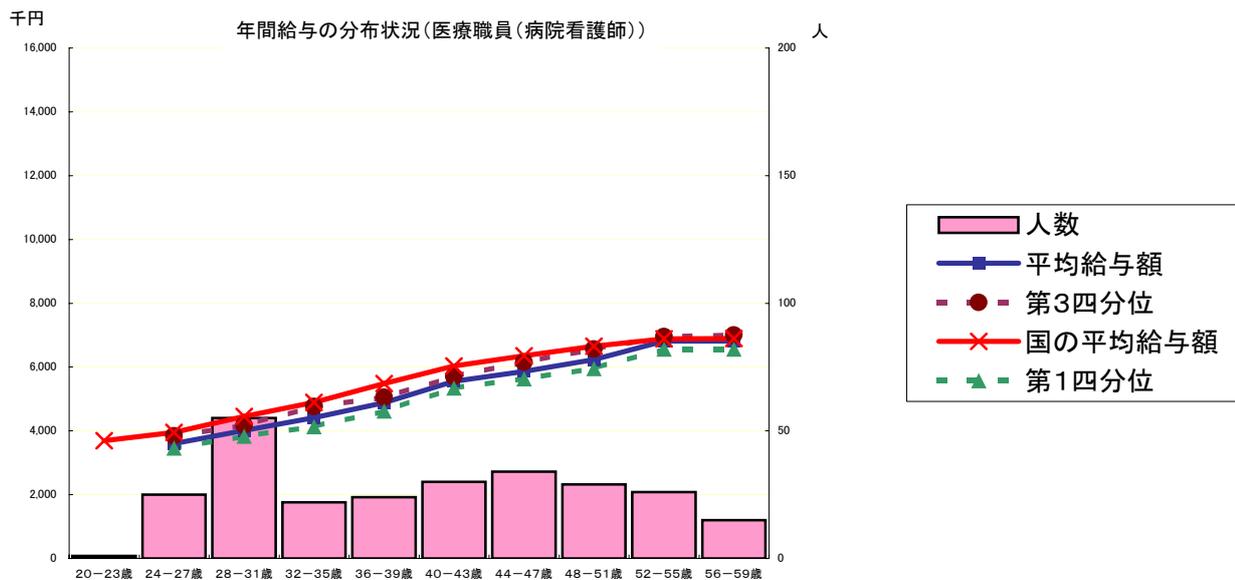
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	5	52.9	9,609	10,002	10,442		
課長	20	52.6	7,969	8,301	8,565		
課長代理	25	54.5	6,907	6,986	7,074		
係長	166	49.9	5,853	6,153	6,496		
主任	72	48.0	5,348	5,623	5,997		
係員	76	32.5	3,301	3,825	4,033		

注:「課長」には、課長相当職である「事務長」、「課長代理」には、課長代理相当職である「室長及び専門員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	277	55.5	9,519	10,249	10,891		
准教授	222	45.9	7,580	8,115	8,727		
講師	52	44.5	7,054	7,333	7,929		
助教	127	40.7	6,115	6,452	6,837		
教務職員	22	49.8	5,677	5,716	6,099		



注:病院看護師の20～23歳の該当者は1名のため、当該個人情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1						
副看護部長	3	52.8	—	—	7,300	—	—
看護師長	22	51.0	6,492	6,980	6,666	6,980	6,980
副看護師長	58	48.5	5,752	6,565	6,125	6,565	6,565
看護師	177	36.0	3,897	5,470	4,640	5,470	5,470

注:「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注:「副看護部長」の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1分位」及び「第3分位」の事項については記載していない。

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員 主任	主任 係長	係長, 課長 代理, 課長	課長代理 課長
人員 (割合)	364人	21人 (5.8%)	58人 (15.9%)	218人 (59.9%)	39人 (10.7%)	15人 (4.1%)
年齢(最高 ～最低)		33～22歳	44～28歳	59～34歳	59～42歳	59～39歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,904～1,862千円	4,123～2,352千円	6,214～3,292千円	5,988～4,504千円	7,084～4,969千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,851～2,557千円	5,570～3,207千円	7,909～4,565千円	7,969～6,328千円	9,434～6,970千円

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長 事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		8人 (2.2%)	5人 (1.4%)	該当者無し (%)	該当者無し (%)	該当者無し (%)
年齢(最高 ～最低)		59～45歳	59～48歳	～歳	～歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,496～5,893千円	7,645～6,794千円	～千円	～千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		8,986～8,122千円	10,478～9,241千円	～千円	～千円	～千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	700人	22人 (3.1%)	127人 (18.1%)	53人 (7.6%)	221人 (31.6%)	277人 (39.6%)	該当者無し (%)
年齢(最高 ～最低)		58～29歳	58～29歳	62～29歳	64～33歳	64～39歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,693～3,002千円	6,854～3,488千円	6,342～3,438千円	7,795～3,667千円	9,646～5,502千円	
年間給与 額(最高～ 最低)		6,475～4,015千円	8,769～4,742千円	8,691～4,682千円	10,327～5,189千円	12,965～7,788千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長 看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	261人	該当者無し ()%	177人 (67.8%)	66人 (25.3%)	14人 (5.4%)	3人 (1.1%)	1人 (0.4%)	該当者無し ()%
年齢(最高 ～最低)			58～23歳	59～29歳	59～40歳	54～50歳		
所定内給 与年額(最高 ～最低)			5,123～2,360千円	5,087～3,198千円	5,215～4,426千円	5,477～4,951千円		
年間給与 額(最高～ 最低)			6,925～3,227千円	7,052～4,253千円	7,424～6,154千円	7,667～7,048千円		

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.3%	67.7%	66.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.7%	32.3%	33.9%
	最高～最低	43.1～31.7%	43.1～28.9%	43.1～30.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.2%	69.2%	67.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.8%	30.8%	32.2%
	最高～最低	36.7～30.2%	33.6～27.5%	35.1～28.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.6%	69.4%	68.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.4%	30.6%	32.0%
	最高～最低	36.2～32.3%	33.2～29.4%	33.9～30.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.0%	69.0%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.0%	31.0%	32.4%
	最高～最低	36.7～31.3%	33.6～28.9%	35.1～30.4%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9	68.8	67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1	31.2	32.6
	最高～最低	36.7～31.1	33.6～28.4	35.1～29.7

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

79.6

対他の国立大学法人等

93.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

91.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

92.8

対他の国立大学法人等

95.4

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)について、平成15年度の国の教育職(一)との比較指数は92.4になる。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 12,775,587	千円 12,917,989	千円 (%) △ 142,402 (△1.1)	千円 (%) △ 249,337 (△1.9)
退職手当支給額 (B)	千円 1,569,626	千円 1,265,934	千円 (%) 303,692 (24.0)	千円 (%) 410,211 (35.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,069,123	千円 1,899,732	千円 (%) 169,391 (8.9)	千円 (%) 376,110 (22.2)
福利厚生費 (D)	千円 1,814,877	千円 1,796,656	千円 (%) 18,221 (1.0)	千円 (%) 49,417 (2.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 18,229,213	千円 17,880,311	千円 (%) 348,902 (2.0)	千円 (%) 586,401 (3.3)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」については、本給表の水準を全体として平均4.8%引き下げたこと等により、対前年度比1.1%(142,402千円)減となっている。

・「最広義人件費」は対前年度比2.0%(348,902千円)増となっている。要因としては定年退職者増による退職手当支給額の増加、附属病院の収入増対策のための非常勤職員の雇用増による非常勤職員等給与の増加及び福利厚生費の増加による。

・中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」こととし、中期計画において、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」こととしている。

・総人件費改革の基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は、12,917,989千円、当年度の「給与、報酬等支給総額」は、12,775,587千円であり、当年度までの人件費削減率は、△1.1%となっている。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし